

基幹統計調査の承認の状況

(平成22年3月分)

平成22年4月16日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
労働力調査	総務大臣	承認事項の変更 ・平成21年12月に日本標準職業分類が統計基準として設定されたことを踏まえ、本調査で使用する統計基準に追加。	H22.3.17
小売物価統計調査	総務大臣	承認事項の変更 ・「自動車ガソリン」の都市別小売価格(県庁所在市及び人口15万以上の市。東京都区部を除く。)の公表期日に関し、「調査月の翌月の月末以降」から「調査月の翌月の20日まで」に変更。	H22.3.29

(注)本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、「軽微な変更」として統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。